第２０回　府中市農業委員会総会議事録

１　開　会　　令和７年２月２５日（火）午後２時００分
　　閉　会　　令和７年２月２５日（火）午後２時１７分
　　場　所　　市役所おもや４階Ａ４０１会議室

２　会議録署名委員
　　４番　菊　池　伸　明　委員　　５番　市　川　　光　　委員
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

３　出席委員

１番　糟　谷　嘉　孝　委員	２番　千金楽　千　詠　委員
３番　住　﨑　岩　衛　委員	４番　菊　池　伸　明　委員
５番　市　川　　光　委員	６番　平　田　佳　子　委員
７番　小　牧　直　子　委員	
９番　堀　江　昭　夫　委員	１０番　高　橋　規実代　委員
１１番　市　川　耕　作　委員	１２番　戸井田　昭　次　委員
１３番　吉　野　英　治　委員	１４番　髙　木　一　郎　委員
１５番　澤　井　　正　委員	１６番　朝　倉　直　樹　委員
１７番　石　坂　成　雄　委員	１８番　大　室　正　行　委員
１９番　榎　本　重　雄　委員	２０番　松　村　昌　治　委員

３　欠席委員
　　８番　土　屋　眞理子　委員

５　議　長
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

６　事務局（説明員）
　　加藤泰幸主査　椹澤有一事務職員　原口幸代事務職員

議　事　日　程

1　会期の決定について

2　会議録署名委員指名について

3　第１号議題　報告　農地の転用届出について

（農地法第４条関係）

4　第２号議題　報告　農地の転用のための権利移動について

（農地法第５条関係）

5　第３号議題　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

6　第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7　その他

（１）生産緑地地区の制限解除について　・・・資料№.１

（２）２月度活動報告について　・・・資料№.２

（３）次回の総会開催日

日　時　令和７年３月２１日（金）　午後２時から

場　所　市役所おもや２階Ａ２０１会議室

（４）その他

午後２時００分開会

〇議長（市川委員）　皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第２０回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

２０日の東京都農業委員会・農業者大会に参加された皆さまお疲れさまでした。国や都へのいろいろな要望などが決議されましたが、我々もその実現に向け活動したいと思います。

本日は、８番土屋委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は４番、菊池委員さん、５番、市川光委員さんにお願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第１号議題、報告、農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は２件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第１号議題の説明文

第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項、届出者は住吉町〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇，〇，〇，〇，〇，〇の合計６筆、５５０．６３平方メートル。届出書が到達した日は令和７年１月２１日、転用の目的は共同住宅となっています。

２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第２項、届出者は、緑町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇〇、１３３平方メートル。届出書が到達した日は令和７年１月２９日、

転用の目的は共同住宅となっています。

４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんにお願いしています。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は菊池委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　では、第１項、澤井委員さん如何でしょうか。

〇委員（澤井委員）　はい、２ページになりますが、２月１０日に現地確認に行って参りました。主に米を作っており、端に野菜が作付けされていました。特に問題ございません。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続いて第 2 項、菊池委員さん如何でしょうか。

〇委員（菊池委員）　はい、４ページになります。元々はクリーニング店だったんですが、現在は取り壊して集合住宅を建築中でした。転用ということですので特に問題ありません。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。

他に何かご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項第２項の報告は了承とることにいたします。

次に、「第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は２件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第２号議題の説明文

第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条

関係。

第１項、譲受人は、府中町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇，〇〇の合計２筆、１８７．３８平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年１月１６日、転用の目的は建売住宅２棟となっています。

６ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんにお願いしています。

第２項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇の〇、３１６平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和７年２月３日、転用の目的は建売住宅３棟となっています。

８ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項の現地の確認は朝倉委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　では、第１項、朝倉委員さん如何でしょうか。

〇委員（朝倉委員）　はい、現地は草が生えていましたが、転用ということなので、問題はありません。

〇議長（市川委員）　はい、第２項は私です。２月１６日に現地確認に行って参りました。既に基礎工事が始まっていて、転用ということもあり特に問題ありません。

他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項第２項の報告を了承することにいたします。

次に、「第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につい

て」を議題とします。証明申請の件数は２件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第３号議題の説明文

第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第１項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、西原町〇の〇〇の〇，〇、〇〇の〇，〇，〇〇、〇〇の〇、日新町〇の〇〇の〇の合計７筆、畑、１，７４５．５７平方メートル。

第２項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、若松町〇の〇〇の〇、畑、１，２００平方メートル。

１０、１１ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、１２、１３ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

１４から１６ページは〇〇氏他２名から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、１７ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんにお願いしています。

〇事務局（樋澤事務職員）　はい、会長、第３号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第１項の現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は大室委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　はい、では、第１項、松村委員さん如何でしょうか。

〇委員（松村委員）　はい、２月５日に現地確認に行って参りました。１２ページの方ですが、北側が工事中で、畑に入れないような状況でした。１３ページの方は、西高の南側に位置していて、ブロッコリーとキャベツの収穫後でした。問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、続いて第２項、大室委員さん如何でしょうか。

〇委員（大室委員）　はい、１７ページになります。当該地では栗を植えてあって、下草もきれいに管理されており、特に問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項第２項は証明することにいたします。

次に、「第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は３件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第４号議題の説明文

第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項、次の者が令和４年２月９日から令和７年１月２０日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇，〇，〇，〇〇、住吉町〇の〇〇の〇，〇、西府町〇の〇〇の〇，〇、〇〇の〇〇の合計９筆、田と畑を合せて２，７４７．５４平方メートル。

第２項、次の者が令和４年２月９日から令和７年１月２０日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計２筆、田と畑を合せて１，７１９．８０平方メートル。

第３項、次の者が令和４年１月１２日から令和７年１月２７日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇，〇，〇，〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計８筆、畑、２，５８４平方メート

ル。

１９、２０ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で各種野菜、緑肥等を生産しています。

２１から２３ページの案内図は当該地を示しております。

２４、２５ページは○○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書でネギ、緑肥等を生産しています。

２６ページの案内図は、当該地を示しております。以上の第１項、第２項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

２７、２８ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

２９ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項、第２項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第３項の現地の確認は糟谷委員さんにお願いしています。

○議長（市川委員）　第１項、第２項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員）　はい、第１項の２１ページの当該地は一部にタマネギが栽培され、それ以外は草もなく、きれいに耕してありました。２２ページの当該地はハウスが２棟あり、タマネギが作付けしてありました。２３ページの方は草はなく、きれいに耕してありました。特に問題ありません。

第２項、２６ページになります。左上の当該地も草もなく、きれいに耕うんされており、右上の当該地はネギを３、４畦作っておりました。こちらも問題ありません。

○議長（市川委員）　第３項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員）　はい、２月１５日に現地確認に行って参りました。一団の農地でネギ、キャベツ、ブロッコリー等が栽培されており、ハウス２棟は作付け前で、

トラクターにて耕作されていました。雑草も見当たらずよく管理されており、問題ありません。

〇議長（市川委員）　他に、ご意見等ございますか。（「意義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項から第３項は証明することにいたします。

次に、８「その他」に入ります。

はじめに（１）資料ナンバー１の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かございますか。（…）

なければ、（２）資料ナンバー２の「２月度活動報告について」ですが、何かございますか。（…）

なければ、「次回の総会開催日」ですが、次回は３月２１日、金曜日、午後２時から２階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、（３）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第２０回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後２時１７分閉会